

筑前国山門庄と青木文書

The Yamato Manor in Chikuzen Province and Aoki Archives

吉良国光

はじめに

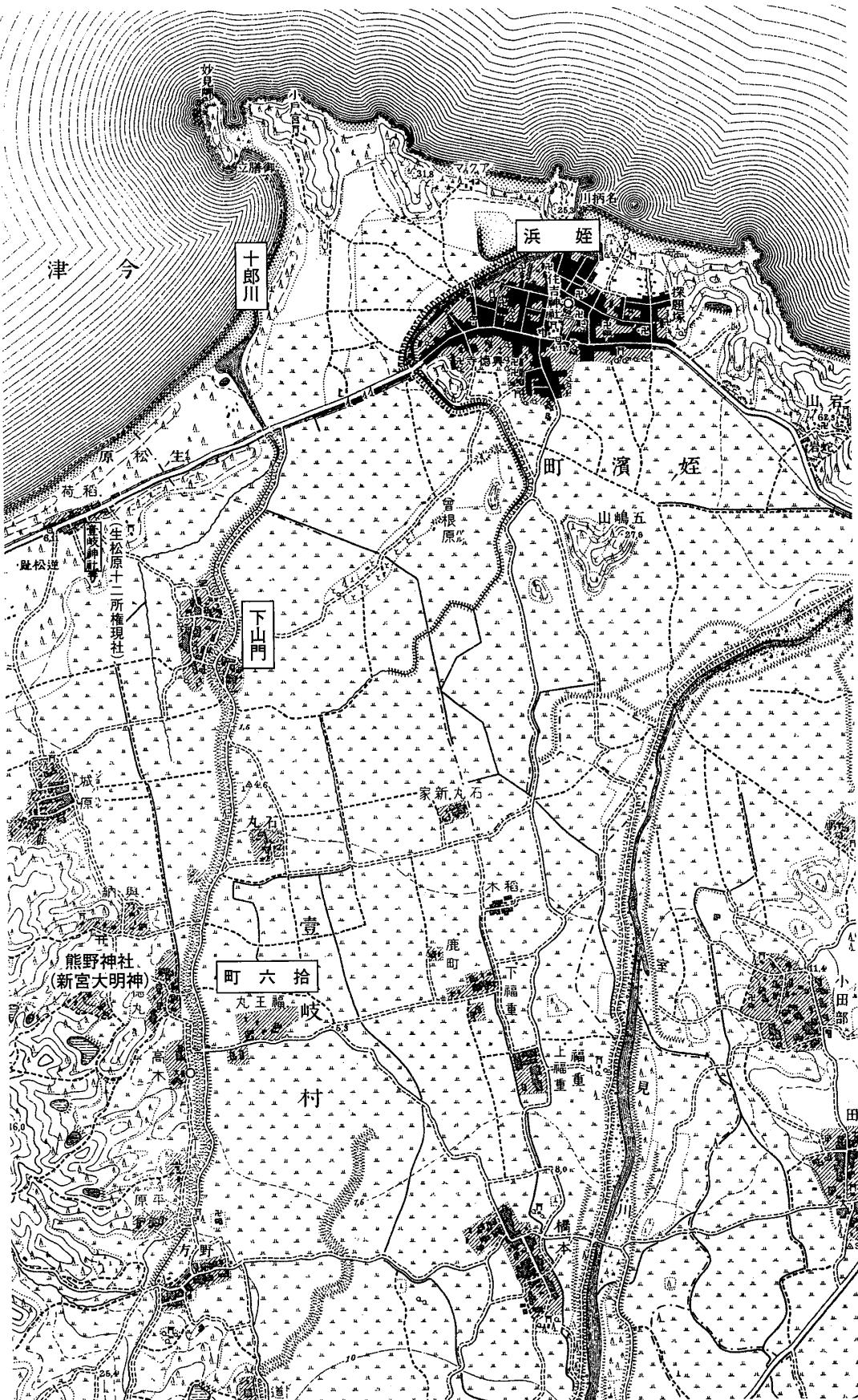
九州における戦国期の研究は、従来大友、島津氏等戦国大名の権力構造や博多を中心とする対外関係を中心にして進められてきたが、在地に視点を据えた研究は⁽¹⁾一部を除いて、ほとんどおこなわれていない。それらは史料上の制約による所が大きいが、そうした中にあって、筑前国早良郡内の室見川流域は比較的在地の状況を示す史料が残されている。本稿はその中の一つ、山門庄内の生松原十二所権現社大宮司家である青木家に残された文書の分析を通して、地侍層の動向や在地の構造を考えてみる事したい。

元亀四年（一五七三）大友氏は、山門庄内三五〇町内、臼杵鑑速領地十六町・小田部鎮⁽²⁾元領地二〇町を除き、残りを原田親種に宛行つており、従つて、当時山門庄は三五〇町の規模を誇っていた事がわかる。又永正二年（一五〇五）讃良隱岐入道幸安譲状には「筑前国早良郡山戸_{中河原ヨ十八名ニ町}」とあり、十九名以上の名から成つていた。

山門庄が史料上最初に確認できるのは、觀応三年（一一五二）で、この年五月下司平藤家と散位氏香は山門庄内野中二段を生松原権現に寄進している。その後、建徳三年（一二七二）三月廿四日、征西將軍宮懐良親王は「筑前国山門庄領家職_{武藤平井又次郎孫七跡}」を阿蘇大宮司惟武に寄進している。川添昭二氏によると、武藤平井氏は、少弐経資の子盛氏から出た少弐氏中の宗徒の一族で、山門庄を一拠点とし、山門庄は、武藤氏の石築地料所であったのかもしれない、とされている。⁽³⁾当時、阿蘇大宮司家では南朝方の惟武と北朝方の惟村に分かれて対立しており、又今川了俊の九州下向により、軍事的緊張関係が強まり、北朝勢力が九州北部から南下しつつあった。⁽⁴⁾従つて、懷良親王の寄進は、空手形に終わった可能性が高い。その後、応永十一年（一四〇四）には九州探題渋川満頼が「肥後国石築地料所筑

飯盛山に源を発する十郎川は、北流して、太宰府天満宮満盛院領戸栗郷から野方村、拾六町、下山門村を経て博多湾に注ぐ中小河川である。この十郎川の中下流域、拾六町から下山門にかけての地域が山門庄の存在した地域である。『筑前国統風土記』は「山門村」について「むかしは石丸村、十六町村、光行村此村、先國主の御名と其訓同しき故に、是を今は福重と云山門村すべて一村なりしを、長政公入国の後、四村

に分けたる。此村は下山門と云。今上山門と云村なし、昔は十六町村を上山門と云しにや」とあり、現在の地名で云えども、拾六町、福重、石丸、下山門の四ヶ村が山門庄の存在した地域にあたる。そして貝原益軒によると、拾六町を中心とする上山門に対し、それ以外の地域は下山門と呼ばれ、山門庄は上下に分かれていたという。嘉吉元年（一四四一）、宗貞盛は山門庄上・下代官職と山門庄内一五〇町を給分として、宗左衛門尉に宛行つており、山門庄が上・下に分かれていた事が確認である。



明治 33 年大日本帝国陸地側量部『正式二万分一地形図集成』

(柏書房 2001 年)

前國山門庄」を阿蘇大宮司惟村に預け置いている。さらに永享四年（一四三二）宗貞盛は山門庄内の弥三郎名を嶋山次郎⁽¹⁾に、曲田名を御手洗又三郎⁽²⁾にそれぞれ給分として宛行い、さらに嘉吉元年には、先述したように上・下代官職と一五〇町を給分として宗左衛門尉に宛行つており、この頃、山門庄は宗氏の知行する所となつてゐる。

その後、大内氏が筑前に進出して来るにつれて、山門庄にも大内氏の影響力が増してくる。寛正六年（一四五六）、大内政弘は飯田幸松丸に対し、安楽平城の在城を命じ、「山門庄当城料所内拾町山崎太郎左衛門尉⁽³⁾」を安楽平城料所として知行するよう命じており、山門庄内に安楽平城料所が設定されている。山崎氏は怡土・志摩郡に所領を有する地侍層であり、原田氏の被官化している。文明十年（一四五八）大内政弘は千手盛景と千手正景に岩屋城在城を命じると共に、山門庄内合屋五郎次郎跡一〇町内各五町を兩人に宛行つてゐる。天文廿一年（一五五二）大内義長は飯田筑後守隆朝の所領を安堵しており、その中には「筑前国早良郡山門庄参拾石⁽⁴⁾」が含まれてゐる。飯田氏の山門庄内の所領は、寛正六年以來維持され続けていたと思われる。又後述するように天文五年頃の拾六町は大内氏の筑前守護代杉興運の知行する所となつてゐる。一方、早良郡代大村興景は天文八年（一五三九）、大内氏より山門庄内一〇町の地を宛行われてゐるが、その後天文十五年（一五四六）になつても「彼庄御検地之沙汰依無一落着之、不知行」となつてゐる。さらにその後、弘治三年（一五五七）大内義長が毛利氏により滅ぼされると、大内氏に代わり大友氏と、大友氏の下で安楽平城督を務めた小田部氏、及び原田氏の勢力が山門庄内に及ぶようになる。詳しくは後に述べるが、永禄二年（一五五九）には「山門拾六町分所務帳」が作られ、永禄末年頃、拾六町は小田部鎮元の知行する所となつてゐる。その後、先述したように

元亀四年八月十九日、大友氏は早良郡山門庄三五〇町内、臼杵鑑速領地一六町、小田部民部入道領地二〇町を除く残り分を、原田彈正少弼親種に宛行つており、同年九月廿八日原田氏は山門庄内三町地を満生左馬に宛行い、その坪付が残されている。他方、肥前から筑前にその勢力を伸ばしてきた龍造寺氏は天正七年（一五七九）、小田部氏の拠る安樂平城に攻撃を仕掛け、この合戦で安樂平城は落城し、小田部紹叱、同紹逸は戦死してゐる。小田部統房は天正八年四月三日、埴生大和守、庄崎三河守、中牟田小僧丸、小田部長門守等にこの合戦での戦功に対して恩賞として早良郡内の諸所領を宛行つてゐるが、その中に山門庄内が多く含まれている。

以上、山門庄の領有関係を中心みてきたが、山門庄の基本史料は山門庄内の生松原十二所権現の大宮司である青木家に伝えられた文書である。青木文書は、九州では数少ない惣的結合を示す史料として利用されてきたが、青木文書の伝来等については検討されないまま、惣的内容を示す史料が特に注目され、使用されてきた感がある。そこで次に、内容に検討を加える前に、青木文書の伝来等について考えてみる事にしたい。

二節 青木文書について

青木文書については、すでに『児玉輶採集文書』や『改正原田記附録』等にも部分的に收められ、また竹内理三氏「筑前の古文書（一）」（『九州大学文化史研究所紀要五号』）にも、その目録が收められており、周知の史料である。但し、全体が翻刻されたのは、昭和四十八年の福岡市教育委員会編『下山門遺跡』においてである。その後、これにより青木文書を使用した研究が進められた。

青木文書は、(表1)に見るよう、観応三年(一三五二)から天正十年(一五六二)まで、三三通から成る。これ以外に伝來の過程で散逸しているものもかなりあり、それらの何通かは、「児玉韻採集文書」や『改正原田記附録』等に収められている。また、明らかに青木文書の一部と思われるものが、別の青木家(仮に「宇都宮青木家」と称しておく)に伝来しており、その目録は(表2)の通りである。²³

ところで現在の青木文書には、内容上からみて青木氏との関係をほとんど覗う事の出来ない文書がいくつか含まれている。例えば、目録の二〇号は次のような内容の物である。

友納次郎事、去春以来別而令馳走候、殊今度阿野・春日已下取
退候節、粉骨之由候、然者阿野先知行分山門庄之内拾町地事、
可被成御扶助哉之通、房弘言上之趣、遂披露被成御心得候、
然者早々可被打渡候、重而隨注進、可被成御判之旨候、尚委
細同名右馬允被相含候、恐々謹言

七月廿日

（房弘隆慰）
鑑実（花押）

毛利河内守殿

阿野・春日等との合戦での粉骨を賞し、阿野先知行分山門庄内一〇町を友納次郎に扶助するので、その打渡しを毛利房弘に命じたものである。この文書は内容から云えば、友納氏に関する文書であり、青木氏との接点を全く覗う事は出来ない。同じように八、九、一九、二一號は何れも友納氏に関する文書で、青木氏との関係は全く覗う事が出来ない文書である。ところで『児玉韻採集文書』三には「青木市郎右衛門所持」として、前掲の二〇号文書と共に、つぎの文書が載せられている。

種尚事、去年筑前国表急劇之砌、從最前、無別條妻子召具、令参上祇候之、殊去三月動乱節、於八幡保寿寺馳走、其後至渡川表、被出陣、彼是無緩、其上檢地事、悉敵亂入之條、窮困之間、可預御扶助之、爰筑前早良郡山門庄内拾六町地事、為本領之條、可被宛下之由、愁訴次第、遂披露被成御心得畢、先任今日弘治式八十三御判之旨、彼面靜謐次第第令進之候、弥可被抽忠節之由、所被仰出也、仍執達如件

弘治式年八月十三日

（小原隆吉）
安藝守書判
（杉隆行方）修理進書判
（杉隆相）美作守書判
（内藤隆世）彈正忠書判

友納中務丞殿

〔朱書〕
〔祖父、毛利河内守ハ青木市右衛門母方曾祖父、毛利河内守ハ先祖ニハ無之由〕

友納種尚が弘治元年(一五五五)から翌二年にかけて大内軍と毛利氏の合戦に参戦し、山門庄拾六町を宛行わされた事を示す史料であり、文中の弘治二年八月十三日御判に相当する大内義長の宛行状も『改正原田記附録』や『児玉韻採集文書』一、『青柳種信関係史料』(『種信目録』一九八三号)等に収められている。ところで『児玉韻採集文書』には「琢案……」という朱書きの書き込みが随所にみられる事から、この文書の朱書きもおそらくは児玉琢の書き入れと思われる。児玉琢は一七七三年(一八二九年)の間、生存し、青柳種信の『筑前國統風土記拾遺』の編纂を助け、『改正原田記』(本編八卷、附録二卷)を著すなどした筑前藩の学者である。韻は琢の孫にあたり、『児玉韻採集文書』にはこの文書を含めて琢の採集文書が相当量含まれている事が既に佐伯弘治氏により指摘されている。この朱書きから友納中務丞は青木市右衛門の母方の曾祖父にあたり、江戸期に友納

表 (1) 青木文書目録

番号	年月日	文書名	宛所	内容
1	観応3年5月	下司平藤家・散位氏香連書寄進状案		山門庄内野中2段を生松原権現に寄進
2	嘉吉2年7月21日	為洗安堵状写	大宮司	山門庄内往松原大宮司知行内寺社免を安堵
3	宝徳4年10月7日	合屋伊豆守重宗所領渡状案	青木ぬいの丞	下山門之村いなけ名の内かう田1丁内2段を打渡す
4	永正10年12月21日	杉興長官途挙状	青木謙毅助	任官の事、望みに任す
5	永正11年9月3日	某官途挙状	青木六郎	右京亮所望の事、京都に挙げ申す
6	永正12年潤2月3日	某知行安堵状	青木右京亮	肥前国養父郡家鳴庄内10町地を安堵
7	年未詳5月27日	大村興景書状	青木右京進	茄子を贈られた事のお礼
8	年未詳3月28日	弘中正長・杉興重連署書状	原田彈正小彌	友納掃部助扶助の事、當時弓箭の間、愁訴停止につき、追って言上すべき旨、伝えよ。
9	年未詳正月28日	弘中正長書状	原田	原田氏より、友納氏について申し入れた事に対する返書
10	年未詳2月10日	田原親述書状	青木右京進	忠勤の由、肝要。入部の刻、富永郷内久重名5町を預け遣わす
11	年未詳7月19日	佐為書状	青木長門守	下作職の仰せを讐った事に対するお礼
12	年月日未詳	某申状案		十六町分抱え申す名主職土貢の事と生松原十二所権現屋敷四分の一召し放たれ新百姓に仰せ付けられる事等に関する申状
13	天文18年2月7日	大村興景加冠状	青木源太郎	「景親」の名字を与え、加冠す。
14	天文22年10月29日	左衛門二郎名屏坪付案		
15	年月日未詳	左衛門次郎名屏坪付案		
16	年月日未詳	生松原十二所権現免坪付案		
17	天文23年3月5日	賢安加冠状	青木清太郎	「安親」の名字を与え、加冠す。
18	天文24年6月11日	大内義長官途挙状	青木中務	「中務丞」所望の事、京都に挙げ申す
19	年未詳卯月19日	友納左盛書状	新宮大明神社家衆中	西与三兵衛尉方給地内西福寺分青木右京進麦作地を春日丹波押し置く事、然るべからず。
20	年未詳7月20日	仁保隆慰・豊田鑑実連署書状	毛利河内守	友納次郎粉骨につき、山門庄内10町を扶助の事
21	年未詳11月2日	英書状	大村讚岐守	早良郡内10町分拝領の件
22	年未詳卯月7日	臼杵鑑説冠途状	青木右京亮	「和泉守」所望事、存知す。
23	弘治3年8月25日	林方書状	青木源太郎	望みに任せ「源六」を存ず
24	年未詳2月吉日	十六丁御百姓同心申状案	小田部式部丞	十六丁御陣夫、立花御陣夫、豊州夫、御用作、土貢舛、夫料未進分利分の事、新宮大明神9月29日御祭屋敷錢の事等に関する申状
25	年未詳8月12日	小田部宗安書状	青木左馬助	生松原十二所権現社領の事、前々の旨に任せて、祭等堅固に調べらるべし。
26	永禄2年12月15日	山門拾六町分所務帳		
27	永禄6年12月3日	原田了栄官途状	青木左馬允	「左馬允」望みに任す
28	元亀4年2月27日	詫磨鑑盛・渡辺仲連署安堵状	青木左馬允	十二所権現社領5段小を安堵する
29	年未詳卯月19日	大友宗麟感状	青木対馬守	高祖表での龍造寺氏等との合戦における働きを賞す
30	天正7年11月15日	原田了栄所領宛行状	青木左馬允	1町地の宛行い
31	天正9年3月17日	神代利昌・同家利連署安堵状	青木左馬尉	生松原十二所権現免田を安堵
32	天正10年9月吉日	神代対馬守平周利・神代弾正忠平家利文名注文		
33	年未詳7月12日	大友義統書状	青木中務丞	麟白軒同心を以ての軍労を賞し、「但馬守」に任す

注：本目録の内7号文書を福岡市教育委員会編「下山門遺跡」では杉興重書状としているが、署名・花押共に大村興景の物である。又20号文書については、発給者の一人を「隆慈」としているが「隆慰」の誤りである。又28号文書については宛所の「青木左馬允殿」が欠落している。

表 (2) 宇都宮青木文書目録

番号	年月日	文書名	宛所	内容
1	年未詳11月11日	大友晴英(大内義長)書状	青木対馬守	太刀一腰・織筋一端を贈られた事への礼状
2	年未詳2月28日	宗義謹書状	青木対馬守	筑前静謹の由、申し来たる事への返書
3	年未詳4月28日	渋川義基書状	青木対馬守	鑑学、星山城まで打ち出したる事への礼状
4	(天正8)12月28日	大友義統書状	青木対馬守	立花表での順義の覚悟を賞す。
5	(天正11)6月24日	大友義統書状	青木対馬守	松尾南表での在城の辛労を賞す。
6	(天正11)12月9日	大友義統書状	青木対馬守	松尾南構での在城の辛労を賞す。
7	(天正12)2月18日	大友義統書状	青木掃部助	戸次道雪黒木表越山につき、立花城勤番の辛労を賞す。
8	年未詳12月9日	大友義統書状	青木掃部助	近年その堺争乱につき、所々での辛労を賞す。
9	包紙9通	(義統より青木対馬守宛5通・義調より青木対馬守宛1通・宗麟より青木対馬守1通・三非斎より青木対馬守宛1通・義統より青木掃部助宛1通)		

家から青木家に嫁入りの縁組みが結ばれていた事がわかる。ここに挙げた大内氏奉行人連署奉書や大内義長の宛行状、さらに現在青木文書に含まれている友納氏関連の文書は、恐らくこの時友納家から青木家に持参された物であろう。これらの事から、現在の青木文書には、もともと青木家伝來の文書と友納家伝來の文書が含まれおり、従つて、中世の山門庄を考える場合、現在の青木家文書を、青木氏関係の文書と友納氏関係の文書に一応分けて考察する必要がある。そこで次に友納氏について考える事にしたい。

三節 友納氏について

友納氏に関する史料は、管見の範囲では一〇通にも満たないが、興味ある史料も残されている。先ず、友納氏の本拠地であるが、前掲の弘治二年八月十三日の大内氏奉行人連署奉書によると、友納種尚は「早良郡山門庄内拾六町地事、為本領之條、可被宛下之由」を愁訴して、認められ、大内義長の宛行状が下されており、拾六町が友納氏の本領、本貫地である事がわかる。拾六町は、天文廿年（一五五一）大内義隆と行動を共にした杉興運が滅亡した後、闕所となつていた可能性もあり、それを宛行された物であろう。

友納氏の軍事的側面についてみると、天文元年（一五三二）の十二月から翌二年の正月にかけて大友方の好士岳城衆（志摩郡衆）が怡土郡に発向して、原田氏の高祖城衆との間で激しい攻防が繰り広げられている。友納掃部助は原田氏の麾下にあって、子息弥五郎を高祖城に在番させる等して、この合戦に参戦していたと思われ、そのため原田隆種は大内氏にたいし「友納掃部助御扶持」の愁訴を行っているが、当時弓箭の最中なので、追つて言上するよう云われている。また天文廿二年（一五五三）から翌三年にかけて、大内氏は曲

淵、王丸、西氏ら筑前の土豪をして原田氏の高祖城を攻めさせ、激しい合戦が展開されており、その余波が山門庄内にも及んでいる。前掲の天文廿二・三年頃の物と思われる七月廿日大内氏奉行人連署書状によると、友納次郎と阿野・春日氏との間で攻防がなされ、阿野・春日両人が退却し、友納氏は阿野氏が知行していた山門庄内一〇町を大内氏から扶助されている。春日氏は下山門村に存在した左衛門次郎名坪付（表7）によると六カ所八段三三〇歩の下作職を所有する地侍層であり、阿野氏も一〇町の知行地以外に生松原十二所権現屋敷八分一を所有する地侍層である（表6）。又友納氏も同坪付によると四カ所に八段一五〇歩の下作職を持つており、いわば山門庄内の地侍層の争いという一面もみられ、友納氏が大内氏に、阿野・春日両氏は原田氏にそれぞれ呼応して繰り広げられた攻防であろう。

その後、前掲の大内義長奉行人連署奉書に見えるように、友納種尚は弘治二年（一五五六）三月から大内氏と毛利氏の防長に於ける合戦に参戦して、大内義長から本領である拾六町を宛行われている。

なお春日氏については、次の史料も注目される。

西与三兵衛尉方給地之内西福寺分事、青木右京進任筋目、麦作仕付候處、近日春日丹波押置候由ニ其聞候、不可然候、其故者、春日与山門百姓衆与申結候公事、筑紫越州へ被仰遣候處、未落着候、如此候時、麦作以下社家与春日与同心候て、彼麦作押置候事、不可然候、殊彼青木事も松原十二社大宮司之事候脱カ此節麥作押置候段、不可然候、急度彼麦作之事、右京進可被荅候事肝要候由、被申候、恐々謹言、

卯月十九日

友納御用

新宮大明神

御社家衆中

左盛

従大村、神管社家中へ被遣案文
〔管力〕

西与三兵衛尉給地内西福寺分につき、青木右京進が麦作していたのを、春日丹波が押し置いた事に対する早良郡代大村氏の裁許を、友納氏が新宮大明神に施行したものである。結論は青木氏に刈り置くよう指示されている。四月十九日といえど、麦の刈り入れが迫つてある時期でもある。裁許の理由は、春日氏と山門百姓衆が相論最中で、落着していない時に、春日氏と(新宮大明神)社家が同心して、押し置く事は然るべきからず、しかも青木氏は生松原十二社大宮司である、と言う事である。当事者には暗黙の了解事項があつて、省略されている事柄が多く、理解を難しくしているが、一方では西福寺分の麦作地につき、生松原十二社大宮司青木氏と春日氏・新宮大明神社家が対立しており、他方具体的な内容はわからないが春日氏と山門百姓衆が対立するという二つの対立関係が山門庄内で同時並行的に進行し、しかも相互に関連があつた事が覗える。恐らく春日氏と山門百姓衆が行つてゐる相論の内容が西福寺分の麦作地に關係した事であろうと思われる。春日丹波は後に述べるように青木右京進が名主職を持つ左衛門二郎名内の「うちはし」三〇〇歩の下作職を所有している表(7)。新宮大明神は後で述べるように青木右京進が町)の鎮守であり、生松原十二社は下山門の鎮守であり、庄内の鎮守社間の対立である。ところで友納氏が、何故郡代大村氏の裁許を拾六町の鎮守社である新宮大明神に施行しているのか、が問われなければならないが、それは拾六町が友納氏の本領であり、おそらくは郡代大村氏の被官化して、拾六町の代官的立場にあつたためであろう。

その後、前述したように、大友氏の勢力が山門庄に及ぶようになり、永禄二年には大友氏の檢使と思われる白杵鑑秀・栗林総秀・臼

杵鎮秀三人の書判が据えられた山門拾六町分所務帳が残されているが(表3)、恐らく領主の交代にともない作成された物であろう。この所務帳も内容から考えて、友納家に伝來した文書であろう。とすれば、この所務帳は大友氏と友納氏との間で取り交わされた文書であり、後に述べるように友納氏を中心とする十六丁御百性同心による地下請の内容を示す文書であろう。「土貢請取分」とされる徳田(得田)は二四町余であり、納米、夫錢、屋敷錢がそれぞれ賦課され、惣都合、黄金五枚、銀三六七目余が請負の内容である

さてつぎの史料をごらんいただきたい。

〔案文〕

謹而申 □ 様々事

一、十六丁御陣夫役之事、従 白杵鑑速〔管力〕
去々年被仰付候條、御
百性迷惑之段、以渡辺主計允方愁訴仕候之處、申所無余儀被成
御分別〔管力〕於勝者諸公役以下、可有御扶持候、今度之御陣夫馳走
肝要之由、被仰付候間、月々卅五文め込、号夫料、相調申事、
申所
一、右之十六町之事、従去々年

表(3)山門拾六町分所務長(青木文書26号)

徳田 24町1段 60歩(土貢請取分)	
納米	33石1斗9升2合(未進有り) 延、13石2斗4升3合 黄金5枚・銀72目2分
夫錢	6貫795文(未進小日記にあり) 銀203文目8分5厘
屋敷錢	3貫62文(小日記にあり) 銀91文目8分6理充
惣都合	黃(金脱力)5枚・銀367文目9分1理

鎮元様御知行候、就夫御祝儀可仕之由、先御役埴生越中守方被仰付候条、八木十石上納申候事、

／＼之事者、可預御扶持候、但可為上意候歟、此等之趣旨、御披露奉

頼候、恐惶謹言

二月吉日

十六丁御百姓

一、去年立花御陣夫、十六丁より八人之夫丸被仰付候条、御百姓衆迷惑之由、始中終雖申上候、御分別有間敷由被仰出候間、見夫六人事内二人者夫料鎮五十五文め相調内甘文め者、号姪浜

人足、事内にけ夫納申候、事内二人者夫料鎮五十五文め相調内甘文め者、号姪浜

一、年内二豊州夫兩人被仰付候条、一人分御侘言仕候といへとも、人質を過分二被留置候て、稠敷被仰付候間、是又銀子七十文め辻上納申候事、

一、めくり丁式町之事、被召上御用作、百姓衆へ被仰付候、十六丁分より式町之御用作、不及合期之由、雖申入候、是又無御分別候間、作仕候て、苑上二こんなう申候處、反別式石定之糺可致上納之由、被仰候間、是又田二無御座、糺わきまへ申事、

一、御土貢舛、先御代之外、庄屋所へ預ケ被置候舛にて、可有御所務之由、去々年以來雖申入候無容許、新舛二被御指、二之御土貢御召候事、第一迷惑極被居候事、

一、鑑速様夫料未進仕置候故二しわす三正月二月之利分之事、堅被仰付候条、雖前代末門之儀候、是又馳走申事、

一、はかり之事、始入之時者、庄屋はかりにて銀子収納申候處、去年者又過分二よきはかりを以、切錢未錢之間御請取候事、

一、当庄新宮大明神九月廿九日之祭屋敷、其年之屋敷錢者、申上之注連錢二上置候申候をを○御置有間敷之由候条、当社神事茂相留申候（紙継目）

殊更つり米之事、十町式斗四舛充是又御崩候故二御供米留申候事、

右之條々二進之御公役難叶御百姓存候間、十六丁之事、上申候居屋敷

小田部式部丞殿

同心

従来この文書は青木文書に含まれている事から、青木氏に引きつけと考えられ、はつきりと指摘されているわけではないが、発給者である「十六丁御百姓同心」の中心人物として青木氏を考える傾向があつたようだ。しかしこの文書の内容からは青木氏や生松原十二所権現との関係は全く視う事が出来ない。むしろこれまでの考察からすれば、この文書も拾六町を本領とする友納家伝來の文書と考えられる。次にこの文書の発給された年代であるが、一条や三条に見られるように、陣夫、特に立花御陣夫の徵發が厳しく行われている事から、永祿十一年（一五六八）の立花鑑載の謀反及び翌十二年の立花城をめぐる大友氏と毛利氏の攻防と関係があると思われ、その頃を想定しておきたい。⁽³²⁾永祿十一年七月廿三日、大友宗麟は青木対馬守に対し、立花鑑載退治の感状を発給しているが、青木氏や友納氏らの地侍層だけでなく、一般の百姓層もこのように陣夫として駆り立てられたものと思われる。一條から九条まで、それぞれ収奪の厳しい内容が書き記されている。一條と七条は収奪を行つた主体は臼杵鑑速と明記されており、それ以外は記されていないが、この申状が書かれた二年前より十六町を知行している小田部鎮元と考えられる。この申状の宛所である小田部式部丞鎮通は小田部鎮元より永祿九年（一五六六）に重富村一町の地二を、又翌十年には榊・片江兩村内三二町の地をそれぞれ宛行われている。又大友宗麟より「小田部民部少輔以同陣、近年於所々軍勞感謝候」とする感状を得ており、

小田部鎮元の同陣衆として、参戦している。⁽³⁶⁾このように一族でありながら鎮元の被官的存在である小田部鎮通に提出されたこの申状は、大友氏ではなく小田部鎮元に対し認められた物であり、鎮通は鎮元の拾六町支配の上で代官的立場にあつたと考えられる。この申状中でも、敬意の払方が、臼杵鑑速には欠字であるのに対し、鎮元には平出を用いており、鎮元の方に重い敬意払つてある事からも、この申状が拾六町を知行していた鎮元を念頭において書かれた物である事が理解できよう。

さて収奪の内容であるが、一、三、四、七条は陣夫や豊州夫等、夫役の徴収に関わる物である。一条では去々年、臼杵鑑速より、陣夫を仰せ付けられ、愁訴した所、分別をされ、諸公役を免除する代りに、この度の陣夫は馳走するように云われ、月々三五文目を夫料として納めた(年間四二〇文目となる)。ところが未進があると言つて、一二月・正月の利分仰せ付けられ、前代未聞の儀であるが、馳走した(七条)。この申状が、永禄十二年の物であれば、去々年の陣夫は、永禄十年宝満・岩屋城により謀反を起こした高橋鑑種征伐に關わる陣夫であり、この度の陣夫は翌十一年の立花鑑載に謀反に関わる陣夫であろう。元亀元年(一五七〇)の物であれば、去々年の陣夫は立花鑑載征伐のための陣夫であり、この度の陣夫は、立花城をめぐる毛利氏との攻防に関する陣夫と思われるが、いずれかは決めかねる。⁽³⁷⁾

三条では立花の御陣夫を八人仰せ付けられ、迷惑の由申し上げたが、聞き入れられず、六人は見夫で、二人は夫料として八五文めを納めた。さらに姪浜人足として「にけ夫」を納めた。四条では豊州夫二人を仰せ付けられ、一人にするよう詫び言を申し上げたが、人質を取つて厳しく催促されたので、七〇文目を納めた、とある。立

花陣夫とは、立場鑑載の謀反に関するものか、或いは翌年の毛利氏との攻防に関するものか、いずれかであろう。「にけ夫」とは、姪浜津⁽³⁸⁾で、兵糧等を船に積み込む夫役の事かと、推測される。これら夫役に絡む徴収の総計は一年で銀五七五文目、見夫二人、にけ夫、それに未進の利分となる。前掲の永禄二年の拾六町所務帳には、夫錢として銀二〇三文目八分五厘とあり、それと比べて夫役の収奪の強化が目立つ。公役を免除してまで陣夫を取り立てる等の、厳しい取り立ての背景には、いろいろな防禦施設の整備・築造や軍需物資・兵糧の輸送、さらには雑兵として戦争への駆り立て等、毛利氏等との軍事的緊張関係があつた事が推測される。山門庄に限らず、恐らく当時の大友氏関係の筑前国内の所領では同様な厳しい陣夫の取り立てがなされたものと思われる。

つぎに、二条では去々年、小田部鎮元が新しく拾六町の給主となり、それに際して祝儀が強要され、八木一〇石を納めた事が述べられている。藤木久志氏によると、当時こうした領主の交代に際しては、新領主と村の間で、年貢・公事や夫役の量や取り立て方法を含め、領主、農民間に横たわる様々な問題について交渉がなされ、新たな契約が結び直されたとされている。⁽⁴⁰⁾新領主にたいする村からの祝儀とは、単に新領主に対する祝いと言つた物ではなく、そうした契約成立の際に、村から領主に対して差し出され、お互に契約成立を確認する儀式のような物ではなかつたかと思われる。この場合、新領主小田部氏との間で、新たな取り決めが成立していないにもかかわらず、祝儀を強要された事が問題なのであろう。それはある意味では小田部氏のやり方を一方的に認めさせる事をも意図していたのではないか。五条では、めくり丁二町を用作に召し上げ、百姓にその耕作を仰せ付け、更に反別二石の粉を納めるように云われ、

百姓はその通りに納めたとある。計四〇石の⁽⁴⁾初を納めた事になる。明応九年十月の詫磨殿御分志登村十五町分目録によると志摩郡志登村三ヶ所に計一町二段の用作が設けられ、斗代は反別一石二斗五升代となつてゐる。反別二石の斗代は、これと比べても確かに高斗代と言えよう。

ところで六、八条によると、こうした米や銀を納める時に使用する舛や秤は、庄屋の所にあり、「先御代」⁽²⁾小田部氏以前の領主まではその舛や秤で計量して納めるやり方が続いていた。この場合の土貢舛は後掲の史料によると「单舛」であろう。ところが去々年、小田部氏が新しい領主となり、土貢の納め方、特に舛をめぐつて意見が対立し、御百姓同心は、今まで通り庄屋所持舛⁽³⁾单舛で計量するようになし入れたが、小田部氏は「新舛」、おそらくは单舛より容積の大きい舛を指定して、土貢の収納を行うように指示された(六条)とある。当時早良郡内では(表4)に見えるように様々な容積の異なる舛が、それぞれの用途に応じて使い分けられていた。宮本舛は飯盛宮の祭礼用途の徵収に使われる舛で、八合舛。京進舛は石清水八幡宮に送られる次郎丸の正税分の計量舛で、斗舛、つまり一〇合舛。次郎丸の正税の納入には单讚岐舛や一重かなふせ舛が使用された例もある。入部庄より天満宮に納める御供米は社家本舛で二七石五斗相当分を給主(大村氏)土貢舛で五五石納めたとあり、天満宮の本舛と大村氏所持の土貢舛の容積比率は二対一となつてゐる。また見斗は塩の計量に使われており、「みせ斗」いわゆる商業舛である。こうした容積の異なる様々な舛がそれぞれの用途、場面に応じて使用されており、そこには当然の事ながら容積の異なる舛を使い分ける事により、私得分が生まれる。十六町内で、どのように舛の使い分けがなされ、それによりどのような層が利益を得てい

たか、史料の語る所ではないが、庄屋を中心とする地侍層がそれに対応する事は考えられて然るべきであろう。この史料は、小田部氏が新舛の指定を通して、こうした在地の剩余部分に切り込んだ事を示している。

更に、舛だけ無く、銀の計量器具である秤についても、「始入之時」⁽⁴⁾去々年は庄屋秤で銀を納めたが、去年は「過分に強き秤」を指示された、とある(八条)。小田部氏がこうした事を行つた社会的背景として、この地方における銀の広範な流通がある。早良郡内の売券をまとめる表⁽⁵⁾のようになる。売買の対価として使われた物を見ると、米一五件、錢七件、銀七件となり、米は全時代を通して使用されているが、錢は一五三〇年までで、一五五九年以降は銀が米と共に通貨として使用されるようになつてゐる。表(3)に見えるように、永禄二年の拾六町の土貢は黄金五枚と銀三六七文目余で納められており、また早良郡脇山石釜の鳥飼氏は永禄二年の三月二十六日と四月廿日に鳥飼村浜錢⁽⁴⁾としてそれぞれ一六五文目と七八文目を庄屋宮内丞から受取つてゐる。さらに前述したようにこの十六丁御百姓同心申状に示された夫役に絡む銀の徵収総額は五七五文目となる。この様に永禄年間以降、早良郡内では土貢や夫役等の納入だけでなく、田畠等の売買の際の貨幣として、錢に代わり銀が急速に使われるようになつてゐる。これまでの研究では、銀が貨幣として使われる最も早いとされる京都でさえ一五七〇年代からであり、早良郡における通貨としての銀の流通がいかに早いかが理解できよう。元亀二年(一五七二)、今津には「計屋」⁽⁴⁾がいた事を示す史料もある。こうした早良郡における銀の流通については、博多との関係を抜きにして考える事はできないであろうが、この点については、別稿に譲る事にしたい。こうした事から、小田部氏が銀の計

表(4)舛の一覧

名 称	用 途	出 典
宮本舛	飯盛宮祭礼の酒・油等の計量舛、8合舛	青柳文書
京進舛	石清水八幡宮領次郎丸の正税徵収舛、10合舛	石清水文書
一重かなふせ舛	次郎丸の田地売券、土貢収納舛	石清水文書
年貢舛	脇山東門寺の年貢徵収舛、出挙返済の利分計量	鳥飼文書
本舛	天満宮が入部庄御供米の計量に使用	常栄寺文書
土貢舛	入部庄給主大村氏が土貢の収納に使用	常栄寺文書
単舛	拾六丁名主職土貢徵収舛	青木文書
単讃岐舛	次郎丸正税方の納入舛	石清水文書
ハう(法)の舛	次郎丸年貢納入舛	石清水文書
見舛	塩の計量舛	鳥飼文書
本器	新原村某氏、中牟田氏への祝儀米の計量	榎文書

量器具である秤に目を付け、收奪の強化を図ろうとした事は自然の成り行きであろう。

最後の九条は新宮

大明神の九月廿九日の祭礼に関する内容である。小田部氏のために注連錢に宛てる屋敷錢が宛てられず、神事が留まつてしまつた事、一〇町に二斗四舛宛ての募米も留められ、御供米が留まつている事を訴えたものである。九月廿九日の祭祀は初穂を神にお供えする初穂献上の祭礼であろう。御百姓同心がこれら的事を訴えている事から、新宮大明神は拾六町の御百姓同心が中心になつて祭礼等を行

う鎮守社であろう。『筑前国続土記拾遺』には新宮大明神について「与納に在、十六町、石丸、下山門等の産土神也（中略）祭礼九月廿九日流鏑馬あり」と記す。現在は「熊野神社」として同所に鎮座しており、鎌倉時代の作とされる大日如来坐像が納められている。江戸時代には下山門を含めた産土神となつてゐるが、戦国期には、下山門村の鎮守社は後に述べるように生松原十二所権現である。

さて以上から、十六丁御百姓同心による地下請が成立していたと思われる。夫役にしろ、祝儀にしろ、用作にしろ、これらは百姓個人に賦課されたのではなく、御百姓同心にたいして賦課されており、御百姓同心と小田部氏や白杵氏との間で愁訴を含めた厳しい応酬がなされ、最終的には御百姓同心が調べ、納めており、舛や秤は、その際彼等が使用する計量器具である。

またこの申状には随所に訂正や書き入れが施されており、端裏には「案文」とあるが、むしろ草稿・土代と云うべきであろう。正文は小田部氏の許に届けられ、草稿・土代が執筆者である十六丁御百姓同心の手許に残されたと思われる。そしてこの文書が友納家に伝えられた物である事から考えれば、この草稿・土代を執筆したのは友納氏であり、彼こそが十六町御百姓同心の中心人物であつたであろう。さらに云えば、地下請・土貢等の納入の責任を負つてゐる庄屋についても、友納氏の可能性が考えられる。⁽⁴⁸⁾彼が庄屋であるからこそ、こうした舛や秤に関する具体的な内容が書き入れたものと思われる。

この申状に示された諸問題が、その後どのように解決されたかについては、史料上不明であるが、先述したように元龜四年段階でも小田部氏は山門庄内二〇町の地を知行しており、何らかの方法で決着が図られ、十六丁御百姓同心も小田部氏を領主として認めていた

(一五二三)には青木縫殿助は大内氏の筑前国守護代杉興長から「任官事、望みに任せ候」とする官途挙状を与えられているが、享禄四年(一五三一)には青木太郎次郎が大友義鑑から筑前国院内内薦野の五町地を預け置かれしており、大友氏との関係も覗える。その後青木源太郎は天文一八年(一五四九)、大内氏の早良郡代大村興景から加冠状を与えられ、「景親」と名乗っている。又年未詳ながら青木右京進は大村興景に茄子や冬瓜等を贈り、興景から礼状が届けられている。前に述べたように、大村氏は天文八年山門庄内に二〇町の給地を大内氏から与えられており、そうした関係から大村氏の被官化していたと思われる。青木対馬守は大友晴英(大内義長)に太刀・織筋を贈つており、天文廿四年(一五五五)には大内義長から「中務丞」の官途挙状が青木氏に宛てられている。この頃は大内氏及び大内氏の守護代や郡代との関係が覗われる。一方、姪浜が九州探題領であつた関係からと考えられるが、最後の九州探題とされる渋川義基の「誠兼日入魂之辻、無相違之段、頬敷候」とする書状が、青木対馬守に宛てられている。また前に述べたように宗氏が一時期山門庄を知行しており、その外永正年中には宗盛綱が戸栗・重富の半濟分を知行する等、宗氏は早良郡内に一定の権益を持つており、そうした関係からであろうか、宗氏との関係も見られる。享禄年間頃、宗盛廉は青木出雲守に対し、臼杵親連と「連々御入魂之由承候、尤目出候(中略)弥親連^{江可}被仰談事肝要候」とする旨の書状を送り、又青木対馬守は筑前表の様子を宗義調に知らせたりしている。大友宗麟は青木対馬守に対し「大望候皿、済々送給候、祝着候」といつて、青木氏から待ち望んだ皿が贈られた事に感謝の辞を述べているが、恐らく朝鮮系の皿であり、宗氏との関係により入手したものと思われる。その後、大内氏が滅亡すると、大友氏との関係がつよく

なる。永禄十一年大友宗麟は青木対馬守に対し、立花鑑載退治の軍労を謝しており、又年未詳ながら高祖表での龍造寺・神代氏との合戦における軍忠をを謝しており、それには「自戸次伯耆入道處注進到来」とある。その外、大友義統は天正八年(一五八〇)、青木対馬守に対し、立花表での順義の覚悟を賞しており、それには「弥道雪申談可被勵忠義事、肝要」とある。又天正一一年(一五八三)には松尾南表での在城の辛労を謝す義統の書状も残されており、それにも、「道雪に申し談べき旨が述べられている。青木氏の中でも、特に対馬守は大友方、それも戸次氏の配下にあって軍事的行動を行つてゐる。一方原田了栄は永禄六年(一五六三)青木左馬允に官途を与え、天正七年(一五七九)十一月十五日には一町の所領を宛行つてゐる。この所領宛行いは、同年八月の生松原における原田氏と立花城衆との合戦における恩賞としての意味合いを込めたものと思われ、従つてこの頃の青木氏は一族内で、対馬守と左馬允がそれぞれ大友方と原田方に分かれて参戦しており、内部分裂を起こしていたと思われる。

つぎに生松原十二所権現の大宮司及び在地有力者としての側面について考えてみたい。永仁元年(一二九三)他宝坊は、他國より侵略の調伏があるので、調伏返しのため、熊野神を生松原に祝い据えよう夢想を蒙り、この旨、幕府に申し上げた。幕府は守護代長崎氏に命じて、社を造らせ、他宝坊は「御むく十一たい」「御しゆふたい十二たい」を熊野より下して、祝いすえている。これが生松原十二所権現の創建と思われる。その後、觀応三年には下司平藤家・散位氏香により、氏香知行内の野中^二反が寄進され、年不明であるが菊池氏等による寄進もなされている。文明一四年(一四八〇)、飯尾宗祇は生松原社に詣でており、その時、浜辺で若侍衆が酒を酌み交

わしている様子が『筑紫道記』に記されている。その後、戦国期には小田部氏、詫磨氏、神代氏等により社領や免田等が安堵され、祭祀を執り行うよう命じられている。

さて天文廿二年頃のものと思われる生松原十二所権現免坪付案が青木文書中に残されている。それを表にしたのが別表(6)である。この坪付は免田の全貌を示している物ではなく、又祭礼も記載されているものは一月分のみであり、全体を示した物ではない。記載されている一月分についてみると、元日の祭礼以外に、七日の若菜祭、一日の歩射祭、一四日の穂垂祭等が行われている。歩射祭は弓で鬼と書いた的を射る悪霊退散の行事であり、若菜祭は正月初子の日に七つの新菜を奉り、食する事で若菜の新鮮な生命力を取り込む儀式、又穂垂祭は九州地方で行われる正月一四日の年越しの儀式である。何れも下山門の人々の生活と密接に結びついた祭礼であり、鎮守神としての一面が見える史料である。さてこの内、青木右京進が三カ所四段小を所持しており、野中一反と権現屋敷二カ所については「寄合持」となっている。免田と屋敷の一部が「寄合」¹¹懇意的共同体の持ち物となっている事から、生松原十二所権現社が下山門村の鎮守であつたことが理解できよう。他是阿野神四郎、潮音寺、土井崎彦太郎等地侍層と寺院が所有している。また同じ天文二二年に作成された左衛門二郎名坪付が二通残されている。一通は所在地・面積・下作職所有者を記したもので、青木右京進によつて作成された(A)、もう一通は所在地・面積・溝代や免田等の除分を記したもので頼安により作成されている(B)。内容は二通共にほぼ一致する(表7)。この内、はいつか、しきまち(しき町)、くろはら(黒原)、ほし田(干田)、林崎、いきた(生田)については、「明治十五年字小名帳」の下山門内に名前が記載されている。青木右京進はこの左衛

表(6)生松原権現免坪付(年月日未詳、作成者:青木右京進、青木文書16号)

所在地	面 積	所 有 者	用 途
権現屋敷	八分一	阿野 神四郎	正月14日ほたれ
若菜田	1段	潮 音 寺	正月7日若菜田
かしは畠	120歩	土井崎 彦太郎	灯油免
野 中	2段	寄 合 持	正月朔日元朔田
権現屋敷	2ヶ所	寄 合 持	正月1日元朔田
生 田	1段半	青 木 右京進	正月11日歩射免
ニ ト ウ	2段半	同 人	十二所権現灯油免
サカイ畠ホリ田	120歩	同 人	十二所権現免 高陰

門二郎名五町二段の名主職を所有すると同時に、八カ所一町二段(内一カ所四段六〇歩は青木左京允)¹²の下作職を持つていた。他に下作職を所有している春日、篠原氏等は藤兵衛尉や将監、美濃、丹波等を名乗つており、地侍層であろう。そこで先程の生松原十二所権現免坪付と左衛門次郎名坪付を比較してみると、若菜田、野中、生田については左衛門次郎名坪付に含まれております。内容上ほぼ一致する。「野中」については、生松原十二所権現免坪付では「寄合持」となっているのに対し、左衛門次郎名坪付では篠原藤五、春日藤兵衛、土井崎彦太郎、青木右京進等の所有となつている。このことから下山門村の寄合¹³懇意的結合はこれら地侍層によつて構成されていた事がわかる。鎮守社として地域の人々の生活と深く結びついた生松原十二所権現の祭礼は、大宮司青木氏を中心にして地侍層によつて執り行われてお

表(7)左衛門二郎名坪付

A(青木文書14号)			B(青木文書15号)		
場所	面積	下作人・備考	場所	面積	下作人・備考
庄ノ坪	4反半	春日藤兵衛	しやうのつぼ	4反半内	大溝代
ミノ丁	4反小	友納次郎方	ミノ丁	4反小内	300歩溝代
ハイツカ	1反 60歩	明野右京進	はいつか	1反 60歩内	60歩溝代
せこふき	1反小	篠原将監	せせナキ	1反小内	240歩年々不
いしり(井尻か)	半	春日藤兵衛尉	イシリ	半	年々不
よこまくら	1反半	篠原将監	よこまくら	1反半内	阿弥陀免・180歩溝
いけそへ	3反	丁ノ清次郎	いけそえ	3反	年々不
しきまち	4反 60歩	青木左馬允	式丁	4反 60歩内	300歩溝代
くろハラ	2反 90歩	友納弥四郎	くろ原	4反半内	180歩溝代
同所	2反 90歩	五郎左衛門			
下ぬま(下沼か)	300歩	友納新六郎			
同所	300歩	篠原美濃			
同所	1反	友納二郎方			
同所	1反大	春日四郎方			
上ぬま(上沼か)	3反 300歩	新六郎	上ぬま	3反 300歩	120歩溝代
ほし田	2反	篠原美濃	ほした	2段	
いかノ口	1反	青木右京進	いかの口	1反	
			乙ミタ	1反	田代屋敷
ほし田	2反半	同人	ほした	2反半	180歩溝代
モモ木	1反	春日藤兵衛尉	モモキ	1反	
うちはし	300歩	春日丹波	うちはし	300歩	蔵福寺地蔵免
林崎	1反小	篠原将監	(修正免)	1反小	年々不、蔵福寺力)
のなか(野中か)	小	同藤五			
のなか(野中か)	小 30歩	春日藤兵衛			
同所	小 30歩	土井崎彦太郎			
同所	小	青木右京進			
地蔵田	2反半	篠原将監	地蔵免	2反半	年々不
わかなてん(若菜田か)	1反	潮音寺	若菜田	1反	権現免
まつはらとうゆ免(松原灯油免か)	2反半	青木右京進	松原灯油免	2反半内	180歩年々不
いきタ(生田)	1反半	同人	イキタふしや免	1反半内	180歩年々不
てんしん免(天神免か)	半	同人	天神田	1反	二宮霜月祭田
てんしん免(天神免か)	半	同人			

「乙ミタ 1反 田代屋敷」は15号のみ記載で14号には記載無し。その分は14号「以上52反也」と15号「以上5町3反円」の1反分の差となっている。

り、また免田の下作職等の所有もほとんど彼等によつて占められ、経済的にも彼等によつて支えられていたと思われる。ただこうした地域の人々にとつて重要な祭礼に、一般百姓等が具体的にどのように関与していたかについては青木文書は語つてくれない。

それでは下山門村の祭礼を執り行い、惣的結合の中心にいた地侍層¹有力名主層としての青木氏の実態はどのようなものであつたか。その事を最もよく示す史料が後欠で、年月日未詳であるが、天文六年(一五三七)²頃のものと思われるつぎの史料である。³

〔端裏書〕
—於高鳥居申状之案文—
謹而言上申候

一、御領十六町分拘申候名主職御土貢之事、文五年之秋、御代官井上若狭守殿ヨリ賢預天御催促候条、依無力延引仕候之處、十月廿九日被塞城戸申候之間、霜月廿九日限而御土貢并御口入之出拏米元壹石相加、収納可申之由、請負申上候、又井上若州様も其分⁴被相定候之条、米を単舛にて八石余船⁵つミ候て、十二月一日箱崎東郷掃部助殿事、被追返申候て、色々以御内方預御折檻候次第、御侘言を申尽候、御百姓迄にてハ、

日請仕候へ共、五日・十日相延申候事、私一人二かきり不申候、既日請一日相替申候とて、新儀譜カを被懸仰、普代下地職被召上、新百姓三被仰付候事、御法度御相違歟と存候、
一、生松原十二所權現敷地、御屋敷四分一之事、被召放、新百姓被仰付事、無謂候、其故者、為御祈禱從天下御寄進状歷然令頂載、被所持仕候、殊松原權現免四五ヶ所之事、不准得田在所候ヲ、被召上候事、迷惑之至候、然者自往古之御寄進状數通別紙三在之、於御不審者、重而可致上進候、

(後 欠)

この文書の発給者は、生松原十二所權現の敷地や神社への寄進状を所持している事から青木氏であり、大内氏の筑前守護代杉興運へ提出した申状である。「御領」という表現については、佐伯氏も指摘するように「杉氏の所領とする方が妥当」であろう。氏も指摘するように、杉氏の被官に井上氏がいる事、また後述するように「東郷掃部助」も守護代杉氏の被官と考えられる事などから、守護代杉氏の所領と考えられ、飯田氏や大村氏と同じく大内氏から給地として山門庄内拾六町を宛行われた物であろう。内容は、第一条では、(青木氏)名主職土貢を天文五年秋に代官井上若狭守から催促される↓(青木氏)無力により延引す↓(青木氏)十月廿九日城戸を塞がれる↓(青木氏)霜月廿九日までに土貢と口入の出拳米の元一石を収納する旨請け負い、井上若狭守も了承↓(青木氏)米を単舛で八石余、船に積んで、十二月一日箱崎の東郷掃部助殿の蔵に積み置く↓(井上若狭守)約束の日を一日延びたと言つて、追い返し、御内方を以て折檻され、(青木氏の)下地職を召し上げ、新百姓に仰せ付けた、というものである。これに対し、青木氏は請負の日限が五日、十日延びるのは自分一人に限つた事ではなく、「御法度」に違う、と

して訴えている。第二条は生松原十二所權現の御屋敷四分の一を召し放たれて、新百姓に仰せ付け、さらに權現の免田四、五カ所を召し上げられた、とある。何故、井上氏が權現屋敷や免田を召し上げたのか、この史料からは覗えないが、何らかの事情があつたと思われる。井上氏は、守護代杉興運の拾六町支配上の代官であり、一方東郷氏は筑前国糟屋東郷を名字の地とする豪族で、同所の預所職や下地を所有しており、守護代神代貞綱や杉武連の指揮下で肥前等に参戦し、また「杉余次郎隆相被官東郷掃部丞」の存在などから考えて、この東郷掃部助は守護代杉氏の被官化しており、その蔵は、杉氏の収納蔵としても使われていたと思われる。青木氏は、八石余の土貢をおそらく姪浜津から箱崎津迄、博多湾を横切るように船で運び、東郷掃部助の蔵に納めており、それまでが名主としての責務であろう。「城戸を塞」ぐとは、城戸^ノ屋敷地の入口に篠や柴、榊等を引いて、出入りできなくなる事であり、それは青木氏にとつて非常に大きな意味を持つていた事がわかる。また青木氏が代官井上氏の行為を非難する際の法的根拠として、大内氏制定の「御法度」を使っている事も注目される。

さて、ここには名主としての青木氏と代官井上氏との土貢の収納をめぐる厳しい遣り取りが活写されているが、その社会的背景として、この地方では天文四年から五年にかけては自然災害が続出したという事が挙げられる。「去天文四年五月洪水時、氏助之采地悉破損、爾來不得耕植」とあり、天文四年(一五三五)五月の大洪水により、曲淵氏助の所領は被害を受け、植え付けが出来なかつた。又翌五年には「筑前國中七・八・九月大風吹候て、洪水出候之間、当年御正税水損候之條、不可有社納候由、拘之衆被申候」とあり、早良郡内次郎丸の百姓は七月から九月にかけて吹いた大風と洪水の為、正税

を納める事が出来ない旨訴えている。恐らく山門庄でも事情は同じであつたであろう。「出挙米」一石は前年の洪水のため種糲が不足して、井上氏から借用した物であろう。青木氏でさえ、種糲に事欠く

ような経営状態にあり、まして平民百姓以下の層については推して知るべしであろう。更にこの年の大風と洪水が経営に追い打ちをかけており、「秋」おそらくは八月頃井上氏から催促されたが「無力に依り延引」した、とあるは誇張ではなく事実であろう。井上氏が十月二十九日に「城戸を塞」いだ為、仕方なく土貢と「御口入之出挙米元一石」を加えた八石の納入を請け負っているが、出挙米の利分については免除されたのである。「御百姓迄にてハ、日請仕候へ共、五日・十日相延申候事、私一人ニかきり不申候」とあるように、青木氏でさえこの様な状態であり、他の多くの百姓は約束通り土貢を納入できなかつたであろう事は想像に難くない。結果的には、青木氏は土貢未進の罰として、下地職を召し上げられており、こうした

青木氏の訴えに対して、守護代杉氏がどのように答えたか不明であるが、おそらくは何らかの対応をせざるを得なかつたであろう。前述したように、この後、友納氏を中心とする十六丁御百姓同心による地下請が成立しているが、この時点では、まだ地下請は成立しないなかつた事もこの史料から覗える。

以上のように青木氏は一方では大内氏や大友氏、その家臣等から官途や名字や所領を与えられ、参戦するなど領主的側面を持ち、地方では下山門の鎮守・生松原十二所権現の大宮司として村の祭礼を執り行い、寄合・惣的共同体の中心人物として、また名主として經營者的側面をも持つていた。こうしたある意味では二律背反的性格の両面を持ち合わせている事は、中間層と呼ばれる彼等地侍層に特徴的な性格であり、大内氏や大友氏にとつて彼等を何らかの意味で

組織化する事は、山門庄支配を行う上で必要不可欠な事であり、他方所在地にとつて、あらゆる意味において村の維持・再生産を行う上で彼等の果たす役割はこれ又必要不可欠な事であつたであろう。

おわりに

最後に、以上の要点を簡単にまとめておきたい。

(一) 山門庄は三五〇町の規模を持ち、拾六町を中心とする上山門と、現在の下山門を中心とする地域の上下に分かれていた。拾六町には新宮大明神(現熊野神社)、下山門には生松原十二所権現(現壱岐神社)という鎮守社が存在し、十六丁御百姓同心や寄合と呼ばれる惣的共同体をそれぞれ形成していた。これらの共同体は主に地侍層により構成されており、鎮守社の祭礼も彼等を中心として執り行われ、免田の経営など、経済的にも地侍層により支えられていた。

(二) 現在の青木文書は、江戸時代婚姻関係により友納文書の一部がもたらされたため、友納文書と青木文書からなつており、考察を加える際、分けて考える必要がある。

(三) 友納氏は本拠地を拾六町に置き、軍事的には侍として、原田氏や大内氏の麾下にありながら、その時々の軍事情勢に応じて参戦しており、行政的には、本拠地拾六町の代官として、郡代大村氏の命令を施行するような立場にいた。また弘治二年には、大内義長から本領である十六町を宛行われている。しかし大内氏滅亡後、大友氏の勢力が及んでくると、軍事的・行政的側面に代わり、それまであまり表面に表れる事の無かつた在地有力者としての側面が目立つようになる。十六丁御百姓同心の中心人物として地下請を実現し、舛や秤を所持し、庄屋として年貢・

夫役納入の責任者的立場にあつたが、永禄末期、小田部氏が新領主となると、当時の軍事的緊張状態もあいまつて、陣夫をはじめとする収奪の強化が図られ、それには御百姓同心として、つよく抗議している。

(四) 青木氏は、下山門村鎮守社である生松原十二所権現の大宮司として、また地侍として、さらに有力名主としての側面を持つている。政治的・軍事的側面では、少弐氏や大内氏、さらに守護代杉氏や郡代大村氏、宗氏、渋川氏、大友氏、原田氏等、その時々の権力者と関係を結び、参戦している。また生松原十二所権現大宮司として、下山門の村人にとって大切な祭礼を執行すると同時に、権現敷地や屋敷、免田等を所有している。また左衛門二郎名五町二反の名主職とその内の一町二反分の下作職を所有しており、さらに拾六町にも名田を所持する有力名主であつた。こうした有力名主である青木氏でさえ、天文四年から翌五年にかけてこの地方を襲つた洪水・台風等の自然災害では大きな打撃を受け、種糲にも事欠き、出挙米を借用しており、土貢の納入にも苦慮する状態にあつた。このため拾六町の名主職と生松原十二所権現敷地・屋敷を召し上げられている。

なお早良郡から怡土・志摩郡にかけて、青木氏や友納氏と同じ地侍層が多数存在しており、少なからず古文書を今日に伝えている。又今日原文書は失われている物でも、写が『兎玉韁採集文書』や『改正原田記附録』等に收められている物もある。それらを活用して、各地侍層の動向を多面的に明らかにする事により、在地に視点を据えた戦国期筑前国の社会像を構築する事が出来るであろう。

注

(1) 豊前地域の宇佐宮領膝下の莊園においては、比較的史料に恵まれて、研究の蓄積がある。外園豊基「中世後期宇佐宮領における在地動向」(『史学研究』一二二号、一九七一年、同著『戰国期在地社会の研究』再録、校倉書房、二〇〇三年)。同「豊前の土豪元重氏について」(『大分県地方史』七八号、一九七五年、前掲同著書に再録)。木村忠夫「実得時元・大石寺名坪付注文」同編編『九州大名の究』(吉川弘文館、一九八三年、初出是一九七六年)等。

(2) 本稿で考察の対象とする青木文書以外に福岡市教育委員会編『妙法寺榊文書』(一九七八年)や鳥飼文書・明光寺文書・結城文書(拙稿「筑前国早良郡脇山地方における村落の形成について」に所収、福岡市教育委員会『福岡市埋蔵文化財調査報告書第二六九集 脇山II』一九九〇年)がある。なお結城文書については堀本一繁「筑前国早良郡背振山東門寺古証文(結城文書)」(福岡市博物館編集・発行『黒田家文書第一卷』一九九九年)に翻刻、影印本が付されている。

(3) 嘉吉元年六月一日宗貞盛書下(「馬廻御判物帳」、「長崎県史史料編第一」)。

(4) 元亜四年八月十九日大友氏奉行人連署奉書(行弘文書、「福岡県史資料」第十輯)。

(5) 永正二年十月十三日讚良隱岐入道幸安譲狀(『萩藩閥閱錄』卷一三九字野勘右衛門8)。

(6) 青木文書一号(福岡市教育委員会編『福岡市埋蔵文化財調査報告書第二三集 下山門遺跡』、一九七二年)。なお青木文書については、本文中に目録を掲載しており、文書番号は、この目録

と付合している。

- (7) 建徳二年三月廿四日征西將軍宮懷良親王令旨（『大日本古文書 阿蘇家文書』）。

- (8) 「鎌倉・南北朝時代における少弐氏の所領」（『九州中世史の研究』、吉川弘文館、一九八三年、初出は一九六六年）。

- (9) 藤田明『征西將軍宮』（文献出版、一九七六年）。杉本尚雄『中世の神社と社領』（吉川弘文館、一五五九年）。川添昭二『今川了俊』（吉川弘文館、一九六四年）。阿蘇品保夫『阿蘇社と大宮司』（一の宮町編集・出版、一九九九年）。

- (10) 応永十一年十一月六日渋川満頼預状（『大日本古文書 家わけ十三阿蘇文書』）。

- (11) 永享四年卯月廿二日宗貞盛書下（「馬廻御判物帳」、「長崎県史史料編第一」）。

- (12) 永享四年卯月廿三日宗貞盛書下（「馬廻御判物帳」、「長崎県史史料編第一」）。

- (13) 寛正六年十二月十九日大内氏奉行人連署奉書（「早良郡飯田氏所蔵古文書・下」、福岡市博物館所蔵「青柳種信関係資料」、「同目録」一九七八号。以下「青柳種信関係資料」については、「種信目録」として一九八六年福岡市立歴史資料館編集・発行『青柳種信関係資料目録』の目録番号を示す）。

- (14) 山崎氏所蔵文書（『兎玉輶採集文書』二所収）参照。

- (15) 「正任記」文明十年十月十八日条（『山口県史 史料編 中世一』、一九九六年、山口県編集発行）。合屋氏は筑前国穂波郡内合屋（現飯塚市幸袋町）を本貫地とする在地豪族である（川添昭二氏注（8）論文参照）。

- (16) 天文廿一年十月十九日大内義長安堵状（『飯田氏所蔵古文書』）。

下、「種信目録」一九七八号）。

- (17) 天文十五年四月五日大村興景譲状（竹内理三・川添昭二編『大宰府・太宰府天満宮史料』卷十四、太宰府天満宮発行、一九九三年、以下『天満宮史料』と略す）。

- (18) 元龜四年九月廿八日早良郡山門庄坪付写（『改正原田記附録』三一八号及び『種信目録』一九八〇号）。

- (19) （天正七年）九月廿八日大友円斎書状写（『小田部家古文書写』、「種信目録」一九七八号）。なお拙稿「小田部氏関係史料」（『福岡市博物館研究紀要』創刊号、一九九一年）で小田部氏関連史料を紹介している。

- (20) 前注拙稿の解題等参照。

- (21) 青木文書について触れた研究は以下のようなものがある。木村忠夫「下山門遺跡解題」（福岡市教育委員会編『下山門遺跡』一九七三年）。同「実得時元・大石寺名坪付注文」（木村忠夫編『九州大名の研究』（吉川弘文館、一九八三年、初出は一九七六年）。佐伯弘次「大内氏の筑前国守護代」（川添昭二編『九州中世史研究』第二輯、文献出版、一九八〇年）。同「大内氏の筑前國郡代」（『九州史学』六九号、一九八〇年、木村忠夫編『九州大名の研究』に再録）。太田順三「戦国大名大内氏と寺社徳政」（『佐賀大学教養部研究紀要』一三卷、一九八一年）。同「北部九州の戦国大名領国下の村落とその支配」（『佐賀大学教養部研究紀要』一五卷、一九八三年）。稻葉繼陽「戦国期北部九州における領国支配と村に関する覚書」（藤木久志・藏持重裕編著『莊園と村を歩くⅡ』校倉書房、二〇〇四年）。藤木久志「戦国九州の村と城」（同著『土一揆と城の戦国を行く』、二〇〇六年、朝日新聞社、初出は『七隈史学五号』、二〇〇四年）。

(22) 管見の範囲では、以下の文書は青木文書に含まれていたと思われる。

①六月廿日大村興景書状（宛）青木右京進（『児玉韁採集文書』一）。

②弘治二年八月十三日大内義長宛行状（宛）友納中務丞種尚（『児玉韁採集文書』一・『改正原田記附録』二五八号・『種信目録』一九八三号）。

③弘治二年八月十三日大内義長奉行人連署奉書（宛）友納中務丞（『児玉韁採集文書』三）。

④七月廿三日大友宗麟書状（宛）青木対馬守（『改正原田記附録』二九三号、『児玉韁採集文書』二）。

⑤七月五日大友宗麟書状（宛）青木対馬守（『児玉韁採集文書』一）。

⑥天文二四年卯月手日記（『改正原田記附録』二四九号、『児玉韁採集文書』一）

(23) この文書の存在については、福川一徳氏のご教示に預かつた。お札を申し上げる次第である。なお福川氏の調査資料では、この文書の所蔵者は宇都宮市在住とあるが、現在は同所には居住されていないようである。

(24) 佐伯弘治「青柳種信資料所収の中世史料」（『大宰府研究会会報』三〇号、一九八〇年一一月）。

(25) 佐伯弘次「大内氏の筑前国守護代」注（21）論文。

(26) 天文元年十二月廿八日大友義鑑書状（宛）是松太郎（『改正原田記附録』一六五号）。天文二年正月九日大内氏奉行人連書状（宛）西左衛門四郎（改正原田記附録一六六号）。

(27) 青木文書八・九号。

(28) 天文廿二年四月十七日大内義長袖判王丸隆軍忠状（「王丸文書」）。（天文廿二カ）四月十日大内氏奉行人連署状（「王丸文書」）。

（天文廿二カ）四月十日大内氏奉行人連署状（『改正原田記附録』二三五号）。天文廿二年七月廿七日大内義長感状（森山恒雄「史料紹介 井原家文書」九州史学一七号）。天文廿二年七月廿六日大内氏奉行人連署奉書（『改正原田記附録』二二九号）。

(29) 青木文書一九号。

(30) 青木文書二六号。但し、この文書は臼杵主税助鑑秀、栗林主計允総秀、臼杵大藏少輔鎮秀の三人の署名と花押が据えられているが、「栗林主計允」以外の署名と花押は後代の加筆と思われ、慎重に検討する必要がある。

(31) 青木文書二四号。なお福岡市教育委員会編集・発行『下山門遺跡』の翻刻と異なる部分については、原文書で確認の上訂正した部分である。

(32) 木村忠夫「実得時元・大石寺名坪付注文」や稻葉繼陽氏はこの申状を永禄三年（一五六〇）とし、大内氏から大友氏への権力の交替にともない、臼杵鑑速や小田部氏が給地として宛行われた、と考えられているようである（注（21）論文）。弘治三年戸次鑑連、臼杵鑑速等は秋月種実の古処城を攻めており、永禄四年には門司表の毛利軍との合戦で、臼杵鑑速は手を碎かれているが（『大分県史料』三三）所収「大友家文書録」、立花城をめぐるような攻防は、この頃には史料上覗う事はできない。本文で述べるように、この申状は永禄一二年か翌元亀元年頃のものと思われる。

(33) （永禄十一年）七月廿三日大友宗麟感状（『改正原田記附録』『増補訂正編年大友史料』二二卷一四二号）。

(34) 永禄九年十月廿四日小田部鎮元所領宛行状〔小田部英子氏所蔵文書〕六号、拙稿「小田部氏関係史料」参照。

(35) 永禄十年十二月十一日小田部鎮元所領宛行状〔小田部英子氏所蔵文書〕七号、拙稿「小田部氏関係史料」参照。

(36) 年未詳九月二日大友宗麟感状〔小田部英子氏所蔵文書〕九号、拙稿「小田部氏関係史料」参照。

(37) 摘稿「小田部氏関係史料」参照。なお大友氏の同陣衆については以下のような研究がある。桑波田興「大友氏家臣団についての一考察」(『九州文化史研究所紀要』八・九合併号、一九六一年)、外山幹夫「大友氏の軍事組織について」(『九州史学』二八号、一九六四年)、木村忠夫「田原紹忍の軍事力(一)(二)(三)」(『九州史学』二七、二九、三三号、一九六四年、一九六五年)、同「永禄末期大友氏の軍事組織」(『九州文化史研究所紀要』一三号、一九六五年)、福川一徳「戦国期大友氏の軍事編成について」(『法政史学』二八号、一九七六年)。

(38) 白杵鑑速のこの頃の軍事的行動について触れておく。注(32)以外では、永禄七年白杵鑑速は、秋月氏を井上城に、草野氏を発心嶽城に、また黒木氏を猫尾城にそれぞれ攻撃しており、筑後方面で軍事的行動を展開している。永禄十年高橋鑑種の謀反に際しては、大友宗麟は戸次鑑連・白杵鑑速・吉弘鑑理の三老を遣わしており、その後十一年の立花鑑載の謀反、さらに翌二年の毛利勢との合戦と筑前での軍事的行動を展開している(以上「大友家文書録」による)。

(39) 立花陣夫は小田部鎮元が徵發したものと思われる。満盛院快元は鎮元の大宰府天満宮満盛院領戸栗・重富の横領の停止を戸次鑑連に依頼している(年未詳二月十七日快元申状『天満宮史料』卷十四)。おそらく小田部鎮元は戸次鑑連の傘下において、

立花鑑載の謀反や毛利氏との攻防等一連の軍事的行動にあたつていたと思われる。

(40) 姪浜は「姪浜津」とも呼ばれており(「天文三年三月二日四ヶ村同心申状案、福岡市教育委員会編『妙法寺榊文書』五巻四号)、早良平野の物資の積出港としての機能を果たしていた。

(41) 「村の世直」(同『村と領主の世界』、東京大学出版会、一九九七年)。

(42) 明応九年十月詫磨氏所領筑前國志登村十五町分目録(詫摩文書)一七三号(『大分県史料』一二二巻)

(43) 外に関する主な研究論文を以下に挙げておく。宝月圭吾『中世量制史の研究』(吉川弘文館、一九六一年)、村田修三「地域枠と地域権力」(『史林』五五巻一号一九七二年)、稻葉繼陽「中世社会の年貢収納枠」(『日本史研究』三七五号、一九六三年、同『戦国時代の莊園と村落』に再録)、帆立道久「中世の年貢と庭物・装束米・竈米」(東寺文書研究会編『東寺文書にみる中世社会』東京堂出版、一九九九年)、同「米稻年貢の収納と稲堆・斤定」(『鎌倉時代の社会と文化』、東京堂出版、一九九九年)、稻葉繼陽「耕と計量行為(井上勲編『日本の時代史』一九 日本史の環境』、吉川弘文館、一一〇〇四年)。

(44) 天文一五年四月五日大村興景讓状(『常栄寺文書』『天満宮史料』一四巻)。

(45) この表中に安堵料という形を取っている物が五件含まれているが、内容・形式共に売券と非常によく似ており、安堵料という形を取ったのは、おそらく徳政逃れのためであろうと思われる。表中の二一号史料は、竈原一段をめぐり、祐木源太郎と池田平兵衛尉が相論したものである。池田氏は「右論所山道由緒

無紛候、然者御徳政之砌、對山道祖母、出安堵料、相抱之處、今違変之儀、無謂候」と主張しており、これに対し祐木氏は「依御徳政、所々御還補之儀、領主名頭各へ礼儀之時、親類中不限池田為合力少分出錢候、曾而非安堵料」と主張している（結城文書）。つまり池田氏が出した錢が安堵料か否かが問題となつており、安堵料であれば徳政の対象とならない、という事が両者の主張の前提としてあつた事がわかる。

(45) 永禄二年三月廿六日鳥飼万休銀子請取状（明光寺文書八号）、

永禄二年四月廿日鳥飼万休浜錢請取状（明光寺文書九号）。

(46) 浦長瀬隆『中近世日本貨幣流通史』（勁草書房、二〇〇一年）、

中島圭一「京都における「銀貨」の成立」・田中浩司「一六世紀後期の京都大徳寺の帳簿史料からみた金・銀・銭の流通と機能」（共に『国立歴史民俗博物館研究報告』一二三集、二〇〇四年）。

また石見銀山を抱える毛利領国における銀の浸透過程については本多博之「中近世移行期安芸国巖島における銀の浸透と米の機能」（『日本史研究』五〇四号、二〇〇四年、同『戦国織豊期の貨幣と石高』吉川弘文館、二〇〇六年に再録）参照。

(47) 元亀二年七月十日四所・登志免両社領田数坪付案（児玉韁採集文書）六。なお鹿毛敏夫「分銅と計屋」（日本史研究会編『日本史研究と歴史教育の視座』早稲田大学メディアミックス、二〇〇四年）は、九州における計屋の存在を広く指摘している。

(48) 庄屋については、注(21)の木村忠夫、稻葉継陽、藤木久志氏等の論文以外に藤木久志「中世庄屋の実像」（同『戦国の作法』平凡社、一九八七年）がある。以上の諸氏が指摘している史料以外に、庄屋関係の史料として管見の範囲では年未詳二月廿六日神代益節・長野助秀・長野鎮治連署状、天正十六年二月廿六

日元勝宛行状、二月廿日元勝書状（以上の史料は『児玉韁採集文書』八所収）。注(41)史料。明応九年十月十四日詫磨氏領筑前國志登村分目録（『詫磨文書』七四号）『大分県史料』一二卷）。応永四年六月廿五日飯盛宮行事屋敷注文案（『牛尾文書』福岡市教育委員会『飯盛神社関係史料』）等がある。

(49) 元弘三年十二月十日青木寛盛能着到状（『児玉韁採集文書』四）。猶、「鎌倉遺文」三二七五七号は「窪文書」とする。

(50) 文和四年十月廿一日足利尊氏袖判一色道猷宛行状（有川宜博『中世史料集成前麻生文書』北九州歴史博物館刊、平成十三年、『南北朝遺文』三八一二号）。

青木文書四号。

(51) 「小田部英子氏所蔵文書」一・二号。

青木文書一三号。

(52) 青木文書七号。年未詳六月廿日大村興景書状（宛）青木右京

進（『児玉韁採集文書』一）。猶、福岡市教育委員会編集・発行『下山門遺跡』では七号文書を杉興重書状としているが、花押・署名共に大村興景である。

宇都宮青木文書一号。

青木文書一八号。

(53) 宇都宮青木文書三号。なお永正十一年（一五一四）の青木六

郎に宛てた官途挙状（青木文書五号）、及び翌一二年の青木右京亮に宛てた肥前国養父郡家嶋庄内一〇町の安堵状（青木文書六号）を九州探題の發給文書ではないか、とする意見も出されている（黒嶋敏「九州探題考」『史学雑誌』一一六編三号、二〇〇七年）。

(54) 七月廿五日権律師快竹書状（満盛院文書、『天満宮史料』一四卷）

(59) 五月廿六日宗盛廉書状(田中健夫「大永享禄之比御状并書状之跡付」六二号、「朝鮮学報」八〇号、同『対外関係と文化交流』思文閣出版、一九八二年に再録)

(60) 宇都宮青木文書二号。

(61) 七月五日大友宗麟書状(『児玉韞採集文書』一)。

(62) (永祿十一年)七月廿三日大友宗麟書状(『改正原田記附録』二九三号、「増補訂正編年大友史料」二二卷二四二号)

(63) 青木文書二九号。猶、虫喰い等で判読不可能な部分は『改正原田記附録』より補つた。

(64) 宇都宮青木文書四号。

(65) 宇都宮青木文書六号。

(66) 青木文書二七号。

(67) 青木文書三〇号。

(68) 天正七年八月廿五日原田了栄書状をはじめ、この合戦にに関する史料は『改正原田記附録』三三七号～三四一号に収められている。また原田了栄はこの年の一〇月から一月にかけて青木氏の他、満生左馬、行弘善四郎、有田彦七郎、三苦新四郎、下郡藤次郎、洞三郎左衛門等にもそれぞれ所領を宛行つており(『改正原田記附録』三四三号～三五一号)、これらは全て生松原合戦における恩賞として宛わたれた物であろう。

(69) 永仁元年八月十五日他宝坊願文(中村令三郎所蔵文書、「鎌倉遺文」一八三四一号)。この文書は、現在青木家の所有を離れているが、明治廿三年海妻甘蔵が青木文書を調査し、その時作成した写が、現在青木家に残されており、それにはこの他宝坊願文が含まれている。本来は青木家伝來の文書であるが、この後青木家から流出したと思われる。

(70) 青木文書一号。
(71) 青木文書三号。

(72) その他、年未詳七月三日白杵氏の奉行人と思われる人物鎮直統則・続貞の三人が連署して、寿福寺に対し、青木長門守との間で問題になつてゐる正月初入度・初穗・施餓鬼・秋初穗につき、馳走を青木氏に命じた事を伝えた史料が『児玉韞採集文書』七に含まれている。寿福寺は或いは生松原十二所權現社の神宮寺かと思われるが、これらの初穂や施餓鬼等も下山門の人々にとって身近で重要な祭礼であろう。

(73) 青木文書二五・二八・三一号。

(74) この他、年未詳七月三日白杵氏の奉行人と思われる人物鎮直統則・続貞の三人が連署して、寿福寺に対し、青木長門守との間で問題になつてゐる正月初入度・初穗・施餓鬼・秋初穗について、馳走を青木氏に命じた事を伝えた史料が『児玉韞採集文書』七に含まれている。寿福寺は或いは生松原十二所權現社の神宮寺かと思われるが、これらの初穂や施餓鬼等も下山門の人々にとって身近で重要な祭礼であろう。

(75) 青木文書一二号。なお福岡市教育委員会編『下山門遺跡』では、一条の最後の方の「御法度御相違」の所を「御此度御相違」としているが、原本で確認して、この様に改めた。

(76) 注(21)佐伯弘次「大内氏の筑前国守護代」。

(77) 壬十一月十三日弘壽注進状(『大日本古文書』家わけ四 石清水文書之二五六六号)、天文十八年九月七日大内氏奉行人連書状(「田村大宮司家文書」)、十二月廿五日大内氏奉行人連書状

(「田村大宮司家文書」)。

(78) 中村吉治『土一揆研究』(校倉書房、一九七四年)、勝俣鎮夫『一

揆』(岩波新書、一九八二年)等参照。

(79) 『歴代鎮西志』天文十五年八月条(『天滿宮史料』卷一四)。

(80) (天文五年)十一月廿一日按察法眼奏禪書状(『大日本古文書

家わけ四 石清水文書之二 五六八号)。